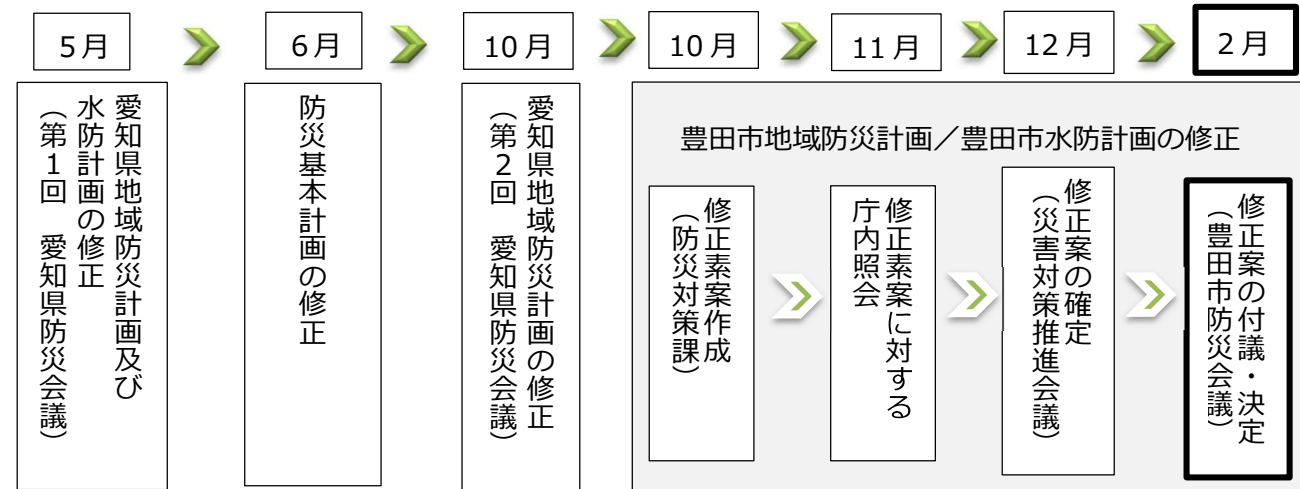


豊田市地域防災計画等の改訂について

1 地域防災計画及び水防計画修正の根拠・流れ

地域防災計画は、災害予防、災害応急対策、及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画である。水防計画は、河川、ため池などの洪水による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するため、水防に関し必要な事項について定めた計画である。

地域防災計画及び水防計画は、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正し、防災会議に諮らなければならないとされている（災害対策基本法第42条、水防法第33条）。



2 豊田市地域防災計画の改訂

(1) 地域防災計画（本編）の構成

《風水害等災害対策計画》	《地震災害対策計画》
第1編 総則	第1編 総則
第2編 災害予防	第2編 災害予防
第3編 災害応急対策計画	第3編 災害応急対策計画
第4編 災害復旧・復興	第4編 災害復旧・復興
	第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応
	別紙 東海地震に関する事前対策

(2) 改訂内容

①愛知県の公表方針を踏まえた修正

安否不明者等の情報収集及び氏名公表について

安否不明者の情報収集に努めるとともに、県が整理した「災害時における安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表方針」に基づいて氏名公表を実施することについて、記載を追加した。

※風水害等編・地震編 第3編 第3章 被害状況等の収集・伝達

②水防法等の改正を踏まえた修正

ア 要配慮者利用施設に係る避難確保計画及び避難訓練に対する市長の助言・勧告について

水防法等の改正に伴い、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成及び避難訓練の実施に関し、市長による助言又は勧告が可能となったことについて、記載を追加した。

※風水害等編 第2編 第2章 浸水想定区域における対策

※風水害等編 第2編 第3章 要配慮者利用施設に係る土砂災害の防止

イ 要配慮者利用施設における避難訓練の実施及び報告について

水防法等の改正に伴い、要配慮者利用施設の所有者又は管理者において、避難訓練の実施に加え、市長への結果報告が義務化されたことについて、記載を追加した。

※風水害等編 第2編 第2章 浸水想定区域における対策

※風水害等編 第2編 第3章 要配慮者利用施設に係る土砂災害の防止

③災害対策基本法の改正を踏まえた修正

ア 自主防災組織や消防団が参画した防災教育

地域防災力の中核を担う自主防災組織や消防団が参画し、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において、体験的・実践的な教育の推進に努めることについて、記載を追加した。

※風水害等編・地震編 第2編 第12章 防災のための教育

イ 避難所等における各種対策

指定避難所の指定に関連し、必要に応じて県と連携を取り、福祉避難所において、医療的ケアを必要とする者に対して、人工呼吸器や吸引器等に係る医療機器の電源確保等に配慮するよう努めることについて記載を追加するほか、避難所が備えるべきバックアップ設備の一例として、従来「自家発電設備」と記載していた箇所を「再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備」に修正した。

また、県及び市が実施する避難所等における炊き出しに際して、従来の栄養指導及び食生活支援・相談に加えて、食物アレルギーを有する者のニーズ把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めることについて、記載を追加した。

※風水害等編 第2編 第10章 避難所の指定・整備等

※風水害等編 第3編 第6章 防疫・保健衛生

※地震編 第2編 第8章 避難所の指定・整備等

※地震編 第3編 第7章 防疫・保健衛生

ウ 防災関係機関相互の連携

県及び市において他の地方公共団体と相互応援協定を締結することとしていた従来の記載内容に加えて、効率的な救助・救急活動のため、県、市及び防災関係機関において、「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図ることについて、記載を追加した。

また、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するとともに、平時からこれを活用した訓練や研修等を実施し、タイムラインの効果的な運用に努めることについて、記載を追加した。

※風水害等編・地震編 第2編 第10章 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備

エ その他修正

従来の「台風」に加え、「線状降水帯」についても、大雨発生が予測される状況を住民に対して分かりやすく適切に伝達すべきものとして、記載を追加した。

また、市において、避難指示等の発令に際して相談する相手方の例示として、気象防災アドバイザーの記載を追加した。

※風水害等編 第3編 第2章 避難情報

④豊田市の取組における修正

松平体育館の位置づけについて

市において、地域内輸送拠点のひとつに豊田市松平体育館の記載を追加した。

※附属資料編

3 豊田市水防計画の改訂

(1) 水防計画（本編）の構成

第 1 章 総則	第 7 章 水防警報
第 2 章 水防組織	第 8 章 洪水予報
第 3 章 水防施設等	第 9 章 水位情報の周知
第 4 章 水防非常配備体制	第 10 章 水防活動
第 5 章 重要水防箇所等	第 11 章 応援協力
第 6 章 水防に関する予報・警報	第 12 章 水防訓練

(2)改訂内容

① 重要水防箇所等の変更を踏まえた修正事項（愛知県及び豊田市の取組における修正）

矢作川を始めとする重要水防箇所等において堤防高不足等への対応に向けた改修工事等の結果を反映した内容とするため、必要な修正を行った。

※第5章 重要水防箇所等に記載

② 気象庁の発表する危険度分布の危険度表記の整理（愛知県の取組における修正）

気象庁の発表する危険度分布の危険度表記の整理を行った。

※第6章「水防に関連する予報・警報」に記載

③ 水防に関連する予報・警報の発表基準の変更（愛知県の取組における修正）

気象庁の発表する警報及び注意報の発表基準の変更を行った。

※第6章「水防に関連する予報・警報」に記載

4 改訂スケジュール

防災会議後すみやかに愛知県に報告

I 愛知県地域防災計画の修正の根拠

豊田市地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第40条）。

また、市地域防災計画の作成、修正は市防災会議の所掌事務とされている（災害対策基本法第14条）。

II 主な修正内容

1. 水防法等の改正を踏まえた修正について

- (1) 要配慮者利用施設に係る避難確保計画及び避難訓練に対する市長の助言・勧告について

水防法等の改正に伴い、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成及び避難訓練の実施に関し、市長による助言又は勧告が可能となったことについて、記載を追加する。

<修正箇所>

- 風水害等編 第2編 第2章 第3節 浸水想定区域における対策
- 風水害等編 第2編 第3章 第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害の防止

<新旧対照表>

- 風水害等編 p 2～p 4

- (2) 要配慮者利用施設における避難訓練の実施及び報告について

水防法等の改正に伴い、要配慮者利用施設の所有者又は管理者において、避難訓練の実施に加え、市長への結果報告が義務化されたことについて、記載を追加する。

<修正箇所>

- 風水害等編 第2編 第2章 第3節 浸水想定区域における対策
- 風水害等編 第2編 第3章 第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害の防止

<新旧対照表>

- 風水害等編 p 3、p 4

2. 安否不明者等の氏名公表について

- (1) 安否不明者等の情報収集及び氏名公表について

安否不明者の情報収集に努めるとともに、昨年度整理された「災害時における安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表方針」に基づいて氏名公表を実施することについて、記載を追加する。

<修正箇所>

- 風水害等編 第3編 第3章 第1節 被害状況等の収集・伝達
- 地震編 第3編 第3章 第1節 被害状況等の収集・伝達

<新旧対照表>

- 風水害等編 p 12
- 地震・津波編 p 8

3. 防災基本計画の修正を踏まえた修正について

(1) 消防団員等が参画した防災教育

幼い頃から、自らの安全を守る能力を継続的に育成していく防災教育の充実にあたり、「自助」だけでなく地域住民同士による「共助」の視点も重要であることから、地域防災力の中核を担う消防団や自主防災組織が参画し、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において、体験的・実践的な教育の推進に努めることを追記。

<修正箇所>

- 風水害等編 第2編 第12章 第3節 防災のための教育
- 地震編 第2編 第11章 第3節 防災のための教育

<新旧対照表>

- 風水害等編 p 8
- 地震編 p 8

(2) 避難所等における各種対策

指定避難所の指定に関連し、必要に応じて県と連携を取り、福祉避難所において、医療的ケアを必要とする者に対して、人工呼吸器や吸引器等に係る医療機器の電源確保等に配慮するよう努めることについて追記するほか、避難所が備えるべきバックアップ設備の一例として、従来「自家発電設備」と記載していた箇所を「再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備」に修正。

また、県及び市が実施する避難所等における炊き出しに際して、従来の栄養指導及び食生活支援・相談に加えて、食物アレルギーを有する者のニーズ把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めることを追記。

<修正箇所>

- 風水害等編 第2編 第10章 第1節 避難所の指定・整備等
第3編 第6章 第2節 防疫・保健衛生
- 地震編 第2編 第8章 第1節 避難所の指定・整備等
第3編 第7章 第2節 防疫・保健衛生

<新旧対照表>

- 風水害等編 p 7、14
- 地震編 p 5、10

(3) 防災関係機関相互の連携

県及び市において他の地方公共団体と相互応援協定を締結することとしていた従来の記載内容に加えて、効率的な救助・救急活動のため、県、市及び防災関係機関において、「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図ることについて追記。

また、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するとともに、平時からこれを活用した訓練や研修等を実施し、タイムラインの効果的な運用に努めることについて追記。

<修正箇所>

- 風水害等編 第2編 第8章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備
- 地震編 第2編 第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

<新旧対照表>

- 風水害等編 p 5
- 地震編 p 4

(4) その他の修正

従来の「台風」に加え、「線状降水帯」についても、大雨発生が予測される状況を住民に対して分かりやすく適切に伝達すべきものとして追記。

<修正箇所>

■風水害等編 第3編 第2章 第2節 避難情報

<新旧対照表>

■風水害等編 p 1 1

市において、避難指示等の発令に際して相談する相手方の例示として、気象防災アドバイザーを追記

<修正箇所>

■風水害等編 第3編 第2章 第2節 避難情報

■地震編 第3編 第2章 第2節 避難情報

<新旧対照表>

■風水害等編 p 1 1

■地震編 p 8

1 水防計画改訂の根拠

豊田市水防計画は、河川、ため池などの洪水による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するため、水防に関し必要な事項について定めた計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは改訂しなければならないとされている。また、水防計画を変更しようとするときは、市町村防災会議に諮ることとされている（水防法第33条）。

2 主な修正事項

主な修正事項は以下のとおり。

(1)	重要水防箇所等の修正を踏まえた修正事項	P 1
(2)	愛知県の取り組みに係る修正事項	P 1
ア	気象庁の発表する危険度分布の危険度表記の整理	P 1
イ	水防に関連する予報・警報の発表基準の変更	P 2

(1) 重要水防箇所等の修正を踏まえた修正事項

【修正箇所】

- ・第5章「重要水防箇所等」

【新旧対照表】

- ・P 4～9

第5章 重要水防箇所等

第1節 重要水防箇所

※内容は新旧対照表のとおり

(2) 愛知県の取り組みに係る修正事項

ア 気象庁の発表する危険度分布の危険度表記の整理

【修正箇所】

- ・第6章「水防に関連する予報・警報」

【新旧対照表】

- ・P 1 1

第6章 水防に関連する予報・警報

第1節 水防に関連する予報・警報の種類と発表基準

※内容は新旧対照表のとおり

イ 水防に関連する予報・警報の発表基準の変更

【修正箇所】

- ・第6章「水防に関連する予報・警報」

【新旧対照表】

- ・P 15

第6章 水防に関連する予報・警報

第1節 水防に関連する予報・警報の種類と発表基準

現行（令和4年2月修正）				修 正 案			
別表1 大雨警報基準 (追加)				別表1 大雨警報基準 <u>令和4年5月26日現在</u>			
市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
西三河北西部	豊田市西部（※1）	19	<u>88</u>	西三河北西部	豊田市西部（※1）	19	<u>141</u>
西三河北東部	豊田市東部（※2）	18	<u>132</u>	西三河北東部	豊田市東部（※2）	18	<u>159</u>
(略)				(略)			
別表3 大雨注意報基準 (追加)				別表1 大雨警報基準 <u>令和4年5月26日現在</u>			
市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
西三河北西部	豊田市西部（※1）	13	<u>62</u>	西三河北西部	豊田市西部（※1）	19	<u>95</u>
西三河北東部	豊田市東部（※2）	14	<u>93</u>	西三河北東部	豊田市東部（※2）	18	<u>108</u>

3 改訂スケジュール

- ・豊田市防災会議（議決日） 令和5年 2月16日（木）
- ・愛知県報告 防災会議後すみやかに報告